

石鎚クライミングパーク SAIJO 使用にあたっての事前説明書

施設使用にあたって下記注意事項の内容を理解し、同意いただいた場合、誓約書に署名をお願いします。

【クライミングにおける心構えについて】

クライミング競技は常に危険を伴い、時には死亡を含む重大事故に至ることもあります。クライミングをする者（以下、クライマーという）は常に危険を認識し、自己の責任において危険を回避することを前提にクライミングをしなければなりません。

【リード競技場】

リードクライミングは、安全のためにロープを使い、通常飛び降りることができない高さで行われるクライミングのことをいいます。リードクライミングは、クライミングの基礎的な技術の習得と多くの経験を伴って初めて実践できるクライミングです。クライマーは自分自身とビレイ（確保）を行うパートナーの技術レベルを相互に確認し合い、無理のないクライミングを行ってください。また、同一壁中を他のクライマーが登っている場合や、トップロープによりクライミングを行う場合には、利用者同士が十分注意し合い、事故の無いように努めてください。安全管理上、リードクライミングに必要な道具の貸し出しはしておりませんので、ご自分で用意された道具を、正しい使用法に基づいて使用し、**必ずブリクリップ（1つ目の中間支点をとった状態）で**使用してください。

【スピード競技場】

スピードクライミングは、世界共通の「公式ルート」をいかに速く登るかを競うクライミングのことをいいます。リードクライミングと異なり、安全確保として、オートビレイを使います。正しい使用法に基づいて使用し、**必ず2人以上で、互いの安全確認をしながら使用してください。**

【ボルダリング競技場】

ボルダリングは、ロープを使わず飛び降りられる範囲（通常1～5m）で行われるクライミングです。当施設は、高さ2.7～4.5mの壁を設置し、着地するためにマットを設置しておりますが、これは着地する際に衝撃をやわらげるためのものであり、全ての墜落に対応しているわけではありません。また、**着地の際には、必ず下に人がいないかを確認し、安全な高さ及び態勢で、足から着地してください。**

【施設職員】 本施設には、クライミング競技に精通した知識及び技能を有する専門職員はおりません。

【様々な危険性】

特に多い事故例を下記に記載しております。事故による受傷の程度はその都度違いますが、下記にあるすべての事象において、重大事故（死亡を含む）に至ることがありますことをご理解ください。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| ・墜落時や降下時における着地の失敗 | ・墜落時や降下時に下にいる人との接触 |
| ・クライミング中における他者との接触 | ・クライミング中の疲労による事故及び障害 |
| ・ホールドの回転・破損による事故 | ・壁の破損による事故 |
| ・墜落時や降下時におけるホールド等への接触 | ・ハーネス等装備の装着不備による事故 |
| ・ロープ結び等取扱い不備による事故 | ・カラビナ等道具の破損、破断等による事故 |
| ・ビレイヤーの不注意、器具扱いミスなどによる墜落 | ・火災、地震、水害など建物の崩壊による事故 |
| ・カラビナ等に衣類が引っかかることに起因する事故 | ・トップロープ時のロープ伸長による墜落 |
| ・トップロープ支点の設置ミスによる事故 | |
| ・クライマーとビレイヤー双方の事前確認不備による事故 | |
| ・ボルト穴等に指を入れ、そこに外力が加わることによる事故 | |
| ・墜落時や降下時にロープが身体にからまることによる事故 | |

誓約書

施設管理者 西条市長 越智 三義 殿

私は、施設を利用するにあたり「石鎚クライミングパーク SAIJO 使用にあたっての事前説明書（平成 30 年 10 月 31 日改訂）」の内容を理解し、注意事項や施設使用上のルールを守り、ケガや事故が発生しないよう努めます。

危険行為や風紀を乱す行為が認められた場合、管理人の指示に従い、改善に努め、改善が認められない場合に、利用停止を命じられても従います。

また、自己のケガ、事故及び他者に対する損害を与えた場合、自己（又は保護者）の責任において処理することを誓約し、利用を申し込みます。

誓約年月日	年 月 日
カードナンバー	No.
誓約者署名 (利用者本人)	
現住所	
生年月日	年 月 日
保護者署名 ^{※1}	
緊急時連絡先 ^{※2}	氏名： TEL：

※1 利用者が高校以下の場合、必ず保護者の署名が必要となります。

※2 本人(誓約者)の携帯電話以外を記入すること。